

産前・産後ヘルパーの支援内容の例

*支援は「日常的に行う必要がある」家事と育児が対象です。

*大掃除や掃除業者に依頼するような掃除、非日常的（一時的）な家事や育児は対象外となります。

*駐車スペースが確保できない等により、ヘルパーが有料駐車場を利用した際の費用は利用者負担となります。

《 家事支援 》

家事支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
食事の準備、 後片付け	- 調理（離乳食を含む） - 配膳 - 片付け - テーブル拭き	- 特別な手間をかけて作る料理（誕生日や正月料理等の行事食） - 来客の応接（飲み物や食事の手配等） - 大量調理や品数の多い調理	同居家族分も支援対象
衣類の洗濯、 片付け、アイロンがけ	- オムツの洗濯（手洗い） - 洗濯機を回す - 洗濯物を干す、たたむ - タンス等への片付け - アイロンがけ	- 特別な手間をかけて行う洗濯（カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等） - 大量のアイロンがけ	同居家族分も支援対象
居宅等の清掃、 整理整頓	- リビング、寝室、台所、トイレ等の簡易な掃除 - ベランダや玄関の掃き掃除 - 新聞や雑誌の簡易な片付け	- ガスコンロ、シンク、窓の掃除（簡易な拭き掃除等は可能） - エアコン、換気扇、冷蔵庫、排水溝、網戸等の掃除 - 年末の大掃除 - ワックスがけ - カビ取り - 庭の掃除（水やり、剪定、草むしり、落ち葉掃除） - 引越しの手伝い	
生活必需品の 買い物	近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材、日用品の買い物	- 家具や家電の購入 - その他日常生活必需品以外の買物（テイクアウトの料理のみを取りに行く、嗜好品などの買物等） 酒、タバコ、灯油の購入	ヘルパーによる費用立て替えは不可
郵便物の郵送等	郵便局、ポストへ郵便物の持ち込み		
その他	- 布団干し - シーツ交換 - 不要な食材や調味料等をまとめる - 裁縫（ボタン付け等簡易なもの）	- 銀行の振込み、引き出し - 役所への申請等 - 自動車の給油、洗車、清掃 - ペットの世話 - 室内外の修理、修繕（部屋の模様替え、家具の移動等） - 自営業の仕事の手伝い - クリーニングの受け渡し - 通園バックの作成等	

<< 育児支援 >>

育児支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
授乳	・湯沸し、粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、片付け ・乳児にミルクを与える		
おむつ交換	おむつ交換		
沐浴	・沐浴準備、片付け ・乳児をお風呂に入れる ・乳児の受け取り、拭き取り ・着替え		
適切な育児環境の整備	・ベビー布団の用意、片付け ・エアコンによる温度調節 ・窓開け、カーテンによる室温調整		
兄弟児の遊び相手	・兄弟児の遊び相手（居宅内に限る）	・兄弟児の保育園等への送迎、病院の付き添い、預かり ・兄弟児の食事や着替え等の身の回りの世話	
子ども連れで行う買い物、散歩、健診等の付き添い	・子ども連れでの買い物、散歩、乳幼児健診や予防接種の付き添い（自宅から付き添う場合は徒歩、公共交通機関の利用に限る。ヘルパーとの現地待ち合わせは可能）	・ヘルパーと子どもだけの外出 ・養育者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い ・自家用車やヘルパーの車への同乗 ・子の行事等への付き添い ・片道概ね1km以上の徒歩での移動	養育者の同伴が必要。 ヘルパーが公共交通機関を利用した際に要した費用は利用者負担。
その他	・乳児の着替え ・乳児の食事介助 ・ベビー布団を干す	・ベビーベッド、乳幼児玩具の組み立て、取り付け ・医療行為	

ご利用にあたり、これまで質問を受けたケースを紹介します

=ヘルパーの派遣を認めている例=

- ・妊婦又は母親のみ在宅しており、子どもは保育園等に登園している場合
- ・妊婦又は母親が就労しており、帰宅後の家事や育児の支援が必要な場合
- ・夫が在宅ワーク中で、家事や育児を行うことが困難な場合

=ヘルパーの派遣を認めていない例=

- ・仕事が休みの夫が在宅している場合
- ・親戚や知人が家にいる場合
- ・家庭内に感染症に罹患した人がおり、ヘルパーに感染させる可能性がある場合
- ・子どものみ在宅している場合（母親不在の場合）